

令和6年度

コンプライアンス研修

つくば市立葛城小学校

R6.4.1

1 コンプライアンスとは

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令遵守」と訳される。教職員はその職務内容から社会的に与える影響が大きく、法令だけでなく社会の規範やルール、マナーをも遵守することが求められる。そこで、教職員一人一人がコンプライアンスに対する認識をしっかりと、校長のリーダーシップのもと学校が一つのチームとして、コンプライアンスの確立に向け取り組んでいくことが必要である。学校におけるコンプライアンスとは、学校と教職員一人一人の社会的責任であり、学校又は教職員が、保護者や地域社会から学校に寄せられる期待や信頼に応えることである。（「『教育用語ハンドブック』編集者 高倉克実 令和5年10月」より）

2 コンプライアンス推進委員会

(1) 推進委員会の構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、特別支援コーディネーター、生徒指導主事、保健主事

(2) コンプライアンス校内研修 ・・・ 職員会議後に実施

(3) 年間計画

月	コンプライアンス推進委員会（終会後、適宜）	コンプライアンス校内研修（職員会議後に実施）		
		内 容	資 料 等	担 当
4	情報交換、研修内容の確認	教育公務員としての自覚 服務と管理①	・ One IBARAKI (コンプライアンスだより) ・ 通知・通達等 ・ e-ラーニング研修 ・ 服務規律に向けた資料 ・ 危機管理マニュアル ・ 新聞記事 ・ 教職員の懲戒処分の指針 ・ 茨南だより 等 ・ 懲戒処分事例	教頭 2年 5年 1年 6年 3年 4年 スマイル コスモス ドリーム フレンズ 教頭
5	情報交換、研修内容の確認	金銭管理（徴収金）		
6	情報交換、研修内容の確認	飲酒運転		
7	情報交換、研修内容の確認	交通違反		
9	情報交換、研修内容の確認	保護者対応の心得		
10	情報交換、研修内容の確認	体罰・不適切な指導		
11	情報交換、研修内容の確認	個人情報取り扱い		
12	情報交換、研修内容の確認	わいせつ行為等		
1	情報交換、研修内容の確認	ハラスメント		
2	情報交換、研修内容の確認	服務と管理②		

※研修内容は、各学年で検討。

※研修時間は、10～15分程度（目安）。

学校における不祥事根絶に向けた取組

つくば市立葛城小学校長 栗山 良一

葛城小学校コンプライアンス遵守に向けたスローガン

～ 胸を張り 『大丈夫』と言える 行動を ～

項目	継続して取り組む対策
①スマートフォン等の取扱い	○私用スマートフォン、デジタルカメラ等の使用ルールの明確化 ・私用スマートフォン等での写真や動画の撮影を原則禁止する。 ・児童の活動の様子等の写真データの管理を徹底する。
②面談時等の指導体制	○可能な範囲での複数対応 ・カウンセリング等の複数指導が馴染まない場合は、管理職へ事前に相談の上、本人等に了解を得て面談記録を取り、管理職へ報告する。 ○1対1での密室状態の回避
③空き教室や教科等準備室の管理	○整理整頓の徹底、校内の不要物の確認 ・不要なものを置かないようにする。 ・定期的な整理整頓、点検を行う。
④コンプライアンス研修の充実	○「One IBARAKI」、「教職員懲戒処分等の指針」、「不祥事防止のためのチェックリスト」等の積極的な活用・確認 ○自分事として捉えることのできる研修、ボトムアップ型の研修の実施
⑤児童・保護者との関わり	○SNSや個人の携帯電話等での児童および保護者との私的なやり取りの原則禁止 ・必要以上に私的な電話やメールアドレスで、やり取りをしない。 ・例外的に、私的な電話等でやり取りをする必要が生じた場合には、管理職に事前に相談する。
⑥風通しのよい職場	○よいこと、悪いこと、悩み等を一人で抱え込まない、温かい職場環境づくり ・教職員同士のコミュニケーション、情報共有を積極的に行う。 ・互いに、気にかけ、目をかけ、声をかけられる教職員集団を目指す。 ○管理職との定期的な面談、日々の対話による教職員の状況把握
⑦児童からの情報収集	○定期的なアンケートや「こころの健康観察」の活用 ・困っていること等の情報の収集に努める。 ○「生命(いのち)の安全教育」の推進